

(平成24年8月22日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から7年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から7年7月まで

加入手続についてははっきり覚えていないが、遅くなってから国民年金保険料を払い始めた。60歳までに年金受給に必要な月数を満たせるか、社会保険事務所(当時)だと思うが、何回も電話で確認をしながら最低限必要となる月数の保険料を納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は平成9年4月16日に付番されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃に行われたものと推認され、その時期を基準とすると、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料が納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)を保有していない上、国民年金加入手続及び申立期間の保険料を納付したとする状況についての記憶が明確ではない。

さらに、申立人の申立期間の国民年金保険料納付を裏付ける関係者の証言も得られず、申立期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月から11年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月から11年11月まで  
実父から国民年金保険料を納付するように言われていたが、納めていなかったため実父が保険料をまとめて納付した。申立期間が未加入で未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の実父が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、納付したとする申立人の実父は申立期間当時の記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によれば、申立人の年金手帳は平成12年1月11日に交付されており、この時期に基礎年金番号が付番されていることから申立期間は未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人及び実父は三制度共通の年金手帳を所持したことがないと述べており、申立期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から12年4月までの期間及び12年10月から13年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月から12年4月まで  
② 平成12年10月から13年2月まで

加入時から保険料を納付していたが、しばらくの間、納付を中断した。その後、未納保険料を遡って支払うこととなりAの社会保険事務所(当時)から、B市の実家の方へ2年間遡れる分だけの納付書を送付してもらい、父親がB市の金融機関で納付をした。領収書は、平成14年分、15年分の確定申告書に添付したので手元にはないが、A市役所に問合せをしたところ確定申告書の写しが保管されていると回答があった。遡って納付した分は全て申告しており、この内容を確認してもらえれば、申立期間の保険料を納付していたことが証明されると思う。なお、当時、時効により納付できなかった期間は2か月であり、それ以外は遡って納付した。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料納付を行ったとする申立人の父親の申立期間当時の記憶は明確ではない。

また、平成14年分の確定申告書の社会保険料控除額には、国民年金保険料額の記載が無い上、15年分の確定申告書の社会保険料控除額に記載があった15万9,600円の保険料は、オンライン記録により14年度分の過年度保険料であると考えられることから、当該確定申告書からは、申立人の父親が14年及び15年に申立期間の保険料を納付したことを推認できない。

さらに、申立人の父親は、自宅を新築した平成13年9月頃、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと述べているが、登記簿謄本によると新築を理由として14年9月に自宅が登記されていることが確認でき、その時期を基準とすると、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、関係者の証言も得られず、ほ

かに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年1月から同年11月までの期間、13年4月から同年11月までの期間及び14年8月から15年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成12年1月から同年11月まで  
② 平成13年4月から同年11月まで  
③ 平成14年8月から15年2月まで

アルバイトで生計を立てていた時もA町役場（現在は、B市役所）、コンビニエンスストア等で年金は支払っていた。何か月か遡って支払った時もある。減額申請等の手続もしており、払ったのを認められる期間と認められない期間があるのはなぜなのか。払う気がなければ、減額申請もしないし、遡って支払ったりもしない。平成13年10月からは、会社に勤めており、厚生年金保険に加入していなければ、国民年金を納付していたはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に聴取しても申立期間当時の記憶が明確ではないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金保険料をコンビニエンスストアで納付するには、平成16年2月以降に発行された納付書でない限り納付することができなかったことから、申立期間の大部分は、コンビニエンスストアでは納付することができない上、14年4月以降の期間については、国民年金保険料の納付事務が市町村から国へ一元化されたことに伴い、A町役場の窓口で納付することもできないことから、申立人の主張には不合理な点が見受けられる。

さらに、国民年金保険料納付状況について関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 2374 (事案 2278 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 2 月 16 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A社に昭和 20 年 11 月 8 日から夫と共に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格取得日が 23 年 8 月 1 日となっているので記録の訂正を申し立てたが、非あっせんの通知をもらった。この度、夫の同社における本採用の辞令が見付かり、夫は当該辞令に記載された日付で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できた。また、当時、同社は労働争議によるストライキが頻繁にあり、労使の対立が甚だしく、職場が混乱しており、事務処理が適切に行われていなかったと思われるので、再度調査の上、私の同社における本採用の辞令に記載された日付である 23 年 2 月 16 日を厚生年金保険被保険者資格取得日として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が所持する A 社に係る本採用辞令を含む複数の辞令から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められるものの、同社において、申立人を含め昭和 23 年 8 月 1 日に 33 人が資格取得しているところ、事務職として勤務していた申立人の夫は、「A 社の採用は月に 1 人か 2 人ぐらいで 30 人も同時に入社することはなかった。」旨供述している上、上記の同日に資格を取得している複数の同僚は、同年 4 月頃に入社したと供述していることから、当時、同社は一定期間内に採用した者をまとめて加入させていたことがうかがえることなどの理由により、既に当委員会の決定に基づき平成 24 年 1 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料として夫の A 社に係る本採用の辞令を提出し、また、労使対立による職場の混乱により、事務処理が適切に行われていなかったと思われるとも主張している。

しかしながら、夫は、本採用の辞令に記載されている日付である昭和 20 年 11 月 8 日に A 社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立人とはその業務内容及び本採用の時期が異なっている。

また、昭和 22 年 5 月以降に A 社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している申立人と同様に現場業務に従事していた 6 人の同僚に辞令について聴取したが、本採用の辞令を保管している者はおらず、辞令について記憶しているとする者もいなかった。

これらのことから判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月 6 日から 45 年 3 月 26 日まで  
② 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間①について、A社で钣金塗装業務に従事した。ねんきん定期便を見ると標準報酬月額の変動が上下に甚だしい。数か月間隔で昇給していたはずである。申立期間②について、B社（現在は、C社）でも前職と同じ業務に従事したのに、前職の時と比べて標準報酬月額が下がっている。前の会社より多くの給料をもらうために転職したので納得できない。申立期間①及び②について標準報酬月額の記録を正しく訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に係る標準報酬月額が、数か月間隔で昇給していたはずなのに、上下に大きく変動しており納得できないと申し立てている。

しかしながら、ねんきん定期便における申立人の申立期間①を含む昭和 41 年 11 月から 43 年 11 月までに係る標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）によって誤って、他の被保険者の当該期間に係る標準報酬月額が入力された結果、申立人自身のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額と相違していることが確認でき、当該ねんきん定期便に記載されている当該期間に係る標準報酬月額から上記他の被保険者の標準報酬月額を除いた標準報酬月額は、申立人自身の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、年金事務所が申立人に対して送付した文書（平成 24 年 4 月 10 日付け照会番号：＊の「厚生年金保険の標準報酬月額等の照会について（回答）」）において、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、上記健康保険厚生年金保険被保険者原票と同額の標準報酬月額である旨回答をしている。

さらに、申立期間①のうち、ねんきん定期便における昭和 43 年 12 月から 45 年 2 月までに係る標準報酬月額は、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録に合致していることが確認できる。

加えて、複数の同僚は、自身のねんきん定期便の標準報酬月額について、「給与額が正しく記録されていると思う。」、「給与額は覚えていないが、ほぼ同額だったと思う。」と回答している。

また、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和42年11月、44年2月及び同年11月に随時改定が行われた結果、申立人の標準報酬月額は、それぞれ6,000円、6,000円、7,000円ずつ増額され、徐々に昇給していることがうかがえる上、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録には、標準報酬月額が遡及して訂正された事跡は認められない。

申立期間②について、申立人は、前職より多くの給与をもらうためにB社に転職したのに、同社の標準報酬月額がA社の資格喪失時の標準報酬月額より下がっており納得できないと申し立てている。

しかしながら、ねんきん定期便における申立人の標準報酬月額は、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額に合致していることが確認できる上、前職の被保険者資格を喪失後2か月以内に同社の被保険者資格を取得した申立人及び8人の同僚のうち、申立人を含む7人については前職より標準報酬月額が下がっており、2人についても前職の標準報酬月額と同額であり、前職より標準報酬月額が上がった者はいないことが確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録には、標準報酬月額が遡及して訂正された事跡は認められない。

さらに、C社の事業主は、事業所の移転などにより書類等は無く、当時の事情は不明であると回答している。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月1日から8年10月1日まで

A社には平成元年9月1日から勤務した。勤続年数が長くないと取得できない資格も有しているのに、厚生年金保険の記録では8年10月1日に資格取得となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人により提出されたA社の従業員名簿、従業員電話帳及び従業員台帳には、申立人の入社日欄に「平成1年9月1日」と記載され、平成元年9月21日付け同社の給与の総支給明細書には、申立人に10万円が支給された記載があるが、厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、申立人及び事業主から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から、申立人の資格取得日は平成8年10月1日であることが確認できる上、A社の事業主は「申立人は、当時の社長の特別な計らいにより一般社員とは異なる扱いであり、申立期間に勤務実態は無く、申立てどおりの届出をしていない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間を通してB市の国民健康保険に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、A社により提出された資料によると、申立人から同社に対して行われた退職金の支払請求に関して、同社の代理人である弁護士は「平成元年から10年3月までに申立人に支給された金銭は、当時の代表取締役が、申立人に金銭的援助を行うため権限を濫用して給与名目で支払ったもので、当該期間に申立人との間に雇用関係は無い。同年4月から申立人を従業員として雇用し、業務に従事することとなったもので、申立人の退職金は、同年4月から勤務していたことを前提として計算すべきものである。」と回答しているところ、申立人の同社における雇用保険の資格取得日は平成10年12月21日であることが確認できる上、申立人により提出された23年分退職所得の源泉徴収票には、同社への就職年月日は「H10年4月1日」と記載されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。